

令和 7 年度ジフェニルアルシン酸等の健康影響に関する調査研究委託業務
に係る提案書審査委員会設置要綱

1 目的

本業務の適正な契約に資するため、競争参加者から提出された提案書の審査を行うことを目的として、「令和 7 年度ジフェニルアルシン酸等の健康影響に関する調査研究委託業務に係る提案書審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の事務

委員会は、競争参加者から提出された提案書を「令和 7 年度ジフェニルアルシン酸等の健康影響に関する調査研究委託業務に係る提案書作成・審査要領」に基づき、審査する。

3 委員会の構成

委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	環境保健部化学物質安全課 課長	鮎川 智一
委員	環境保健部化学物質安全課環境リスク評価室 室長	市村 崇
	環境保健部化学物質安全課環境リスク評価室	
	室長補佐（健康・生態影響評価担当）	川原 志郎

4 委員会の開催

- (1) 委員長は、2 の事務を行うために必要があるときに委員会を招集する。
- (2) 委員長及び委員は、出席が困難な場合は、同じ課（室）の者を代理として出席させることができる。

5 委員会の議事

委員会の議事は、委員会で審議を行い、審議結果を踏まえた委員長決定をもって、委員会決定とする。

6 委員会の事務局

委員会の円滑な運営を支援するため、環境保健部化学物質安全課環境リスク評価室に事務局を置く。

7 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 2 0 日から施行する。